

日本股関節学会 会則

第1章 総則

第1条 本会は日本股関節学会 (Japanese Hip Society)と称する。

第2条 本学会は事務局を東京都千代田区一ツ橋 1-1-1 パレスサイドビル (株)毎日学術フォーラム内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は股関節に関する基礎、臨床研究の促進および発表、連絡、提携をはかり股関節学の進歩普及に貢献することを目的とする。

第4条 本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会及び学術集会の開催
2. 機関誌「日本股関節学会誌」(HIP JOINT)の刊行
3. その他本会の目的を達成するための必要な事業

第5条 事業年度は9月1日に始まり、翌年8月31日を以って終わる。

第3章 会員

第6条 本学会の会員は、正会員、準会員、賛助会員及び名誉会員を以って構成する。

第7条 正会員は医師で本学会の目的に賛同する者とし、準会員は医師以外の者で役員会で承認された本学会の目的に賛同する者とし、賛助会員は本学会の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人及び団体とする。

第8条 本学会に入会しようとする者は所定の申込書に当該年度の会費を添えて事務局に提出し、会員は役員会が決定した年会費を納入するものとする。

第9条 名誉会員は、満65歳に達した会員の中から、特に本学会に功績のあったものを役員会で推挙し、総会の承認を得るものとする。名誉会員は会費を要しない。

第10条 1. 会員は次に掲げる事由によりその地位を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡

2. 会員は、やむを得ない理由があるときは、本学会事務局に届け出ることによりいつでも退会することができる。

3. 会費を3年間引き続き滞納した会員は退会とみなす。

第4章 役員

第11条 本会には次の役員をおく。

1. 理事長 1名
2. 副理事長 1~2名 (必要に応じて)
3. 理事 若干名
4. 監事 2名

第12条 役員を選出

1. 理事長は、理事の互選により選出し、評議員会、総会の承認を得る。

2. 理事は、役員2名以上の推薦を受けた評議員(選出時満65歳未満)の中から役員会の議をもって選出され、評議員会、総会の承認を得る。

3. 監事は、役員2名以上の推薦を受けた役員、評議員の中から、役員会の議をもって選出され、評議員会、総会の承認を得る。

4. 副理事長は、理事の中から必要に応じて理事長が指名する。

第13条 役員職務及び任期

1. 理事長は本会の業務を総括し、本会を代表する。また役員会を組織して本会の事業を執行する。

2. 副理事長は、理事長を補佐する。理事長が業務を遂行できない場合はその職務を代行する。

3. 監事は本会の会計および会務の監査を行う。

4. 理事は機関誌の編集委員を兼ねる。

5. 理事と理事長の任期は2年とし、学術集会の翌日より始まり、2年目の学術集会最終日に終わる。但し、理事と理事長の再任はこれを妨げない。

6. 理事の定年は65歳で、その退任は65歳に達した以後の最初の学術集会終了日とする。

7. 監事の任期は1期1年で2期までとする。

第14条 役員会

1. 役員会は理事、監事で構成する。
2. 定例役員会は年1回これを開催する。
3. 臨時役員会は理事長が必要を認めた場合、または理事の3分の1以上の請求があった場合理事長は役員会を開催する。
4. 役員会は全役員の2分の1以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。
5. 学会会長は、役員会に出席して意見を述べることができる。

第15条 委員会の設置

1. 理事長は役員会の承認のもとに、必要な委員会を置くことができる。
2. 委員会には、担当理事をおく。

第5章 評議員

第16条 評議員の職務

1. 評議員は会長の諮問に応じて次に掲げる事項を行う。
 - (1) 事業計画および収支予算の審議
 - (2) 事業報告および収支決算の審議
 - (3) 役員会にて選出された会長予定者ならびに総会開催地の承認
 - (4) その他理事会が必要と認めた事項の審議

第17条 評議員の被推薦基準と資格継続、定年

1. 評議員は入会后10年以上の正会員
2. 役員2名以上の推薦
3. 過去5年間の股関節疾患・外傷に関する論文10編以上（主著者、共著者を問わない）でそのうちの3編はHip Jointに掲載されていること。
4. 以上の条件を満たす正会員から、役員会の議をもって選出し、評議員会、総会の承認を得る。
5. その数は正会員の5%を目安とする。
6. 評議員会に連続して3年以上欠席した評議員は、役員会の議をもってその資格を喪失する。
7. 評議員の定年は満65歳とし、その退任は65歳に達した日以後の最初の学術集会終了日とする。

第6章 学術集会および総会

第18条 学術集会

1. 学術集会を年1回開催する。
2. 学術集会には、会長および会長予定者（次期、次々期、次々々期）を置く。
3. 会長は役員会で選出され、評議員会、総会で承認を得る。
4. 会長は学術集会を開催する。
5. 会長の任期は、前会長の主宰する学術集会終了の翌日から当会長の主宰する学術集会終了の日までとする。

第19条 総会

1. 総会を年1回開催する。
2. 庶務、会計の審議
3. 役員会にて選出された会長予定者ならびに総会開催地の承認
4. その他役員会が必要と認める事項の審議

第7章 附則

第20条 学術集会の演者および機関誌に論文を投稿する者は、共同演者および共著者を含めて原則として会員に限る。

第21条 この会則の改正は役員会の決議により変更することができる。

第22条 正会員の会費は年10,000円、準会員の会費は年5,000円、賛助会員の会費は年50,000円/1口とする。既納会費は還付しない。

1. 本会則は平成22年10月1日より施行される。
2. 事務局

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル (株)毎日学術フォーラム内

TEL 03-6267-4550 FAX 03-6267-4555

附則 平成 23 年 10 月 7 日改正

附則 平成 24 年 12 月 7 日改正

臨時会員に関する細則

(資格・期間)

1. 臨時会員は医師以外の者で入会した当該年度のみ会員資格を有する。

(会費)

2. 臨時会員の会費は年 5,000 円とする。

(学術集会)

3. 臨時会員は当該年度の学術集会におけるリハビリテーション・看護部門での発表の共著者となることができる。

(論文投稿)

4. 臨時会員は当該年度発行の学会誌サブメントの共著者となることができる。

(会誌発送)

5. 臨時会員は当該年度発行の学会誌サブメントを受け取るすることができる。

補則

本細則は、役員の決議により変更することができる。

附則

平成 24 年 12 月 7 日施行